

(変更後)

グループホームうしおえ運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人高潮会が開設するグループホームうしおえ（以下「事業所」という。）において実施する指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス」という。）の事業である指定認知症対応型共同生活介護、及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「認知症対応型共同生活介護」という。）の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 認知症対応型共同生活介護は、要介護状態及び要支援状態の利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 認知症対応型共同生活介護計画に基づいて、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、利用者の心身の状況を踏まえ、一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境のもとで日常生活を送ることができるよう介護サービスの提供に努める。

2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束等を行わない。

3 当事業所では、グループホームうしおえが地域密着型サービスの役割を果たすべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当事業所では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して日常生活を送るうえで必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 グループホーム うしおえ

(2) 所在地 高知市梅ノ辻7番2号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 当事業所の職員の職種、員数は、次の通りであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1) 管理者 1人

管理者は、職員の統括管理及び指導を行う。

(2) 計画作成担当者 2人

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成を行う。

(3) 介護職員 6人以上

介護職員は、認知症対応型共同生活介護計画に基づく介護を行う。

(利用定員)

第6条 当事業所の利用者の定員は、2ユニットの18人とする。

(認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 当事業所は、利用者ごとに作成される認知症対応型共同生活介護計画に基づいて、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上が図られるよう介護サービスを提供する。

(変更後)

(利用料その他の費用の額)

第8条 認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、介護認定によって定められた介護報酬の告示上、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 食材料費は、実費（税込み）とする。

3 室料は、1月当たり以下の通りとする。

(1) 部屋番号（108号・110号・208号・210号）…………… 49,000円

(2) 部屋番号（103号・105号・106号・107号・111号）…………… 52,000円

(3) 部屋番号（203号・205号・206号・207号・211号）…………… 52,000円

(4) 部屋番号（101号・102号・201号・202号）…………… 53,000円

4 管理費（電気〈居室以外〉・ガス料金・水道料金、保守料）は、1月あたり14,000円（税込み）とする。

5 費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

6 その他、日常生活で費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族等に説明をし同意を得たものに限り徴収する。

(入居に当たっての留意事項)

第9条 当事業所への入居に当たっては、主治医の診断書等に基づき、認知症状態であることを確認する。

2 利用者が入院治療を要する場合は、他の介護保険施設、病院又は診療所を紹介する。

3 利用者は、努めて健康に留意するものとし、当事業所で行う健康診断は特別の事由がない限り、これを拒否してはならない。

4 利用者は、当事業所内で次の行為をしてはならない。

(1) 宗教や習慣の相違等で他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

(2) けんか、若しくは口論をすること、泥酔し、又は楽器等の音を異常に大きく出して静穏を乱すことにより他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

(3) 指定した場所以外で火気を用い、又は寝具の上で喫煙すること。

(4) 故意に当事業所、若しくは物品に損害を与え、又はこれらを当事業所の外に持ち出すこと。

(5) 施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

(6) 無断で物品の位置、又は形状を変えること。

(非常災害対策)

第10条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者は、医療法人高潮会で選任した者を当て、火元責任者等は消防計画に明示されている者が当たる。

(2) 火災予防を常に心掛け、定期的に点検を行う。

(3) 非常災害用の設備点検は、契約保守点検業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

(4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

(5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行にあたる。

(6) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。その際、消防関係者の指示を仰ぐなどし、より実効性のあるものとするように努める。

① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）…………… 年1回以上

② 利用者を含めた総合訓練…………… 年1回以上

③ 非常災害用設備の使用方法的徹底…………… 随時

(7) 日頃から地域住民との連携を確保することにより、相互協力体制の構築に努める。また前号の防火教育・消防訓練（避難・救出等）の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう積極的に働きか

(変更後)

けることに努める。

(8) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院等、利用者負担の額および苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、事業所内に掲示する。

2 認知症対応型共同生活介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人高潮会の役員会において定めるものとする。

(身体拘束廃止)

第12条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束等を廃止する。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束等を行う場合、当事業所の協力医療機関の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を所定の用紙に記載する。

(事故防止)

第13条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、利用者に対し協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼し必要な措置を行う。

(人権擁護・虐待防止の為の措置)

第14条 当事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、人権擁護・虐待の防止の為、次の措置を講ずるものとする。

(1) 人権擁護・虐待防止の為の従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備、担当者の配置

(3) その他、人権擁護・虐待防止の為に必要な措置

2 当事業所は、虐待を受けている恐れがある利用者を発見した場合、ただちに防止策を講じ、市町村へ報告する。

(生産性の向上に資する取組の促進)

第15条 当施設は介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出した上で、状況に応じ利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する為の委員会（生産性向上委員会）を設置する。※経過措置 2027年3月31日まで

(施設・食器・その他の設備・飲料水等の衛生管理及び医薬品・医療器具の適正管理)

第16条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要に応じて関係機関との連絡及び連携を図りつつ、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(法令遵守・服務履行)

第17条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

(1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(個人情報保護・秘密保持)

第18条 職員に対して、職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、職員などが本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(資質の向上)

第19条 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(変更後)

(就業に関する事項)

第20条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人高潮会の就業規則による。

(定期健康診断・特殊健康診断)

第21条 職員は、この事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。但し、夜間勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

付 則

この規程は、平成18年 7月 1日より施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成21年11月 1日より施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

この規程は、2021年 4月 1日より施行する。

この規程は、2024年 4月 1日より施行する。

グループホームうしおえ利用約款

(約款の目的)

第1条 グループホームうしおえ（以下「事業所」という。）は、要介護状態又は要支援状態と認定された認知症である利用者（以下「利用者」という。）に対し、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「認知症対応型共同生活介護」という。）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人（以下「身元引受人」という。）は、事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことを取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者がグループホームうしおえ利用同意書を事業所に提出したのち、令和6年4月1日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項のほか、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行政監督庁に届け出た部分に係るものは、初回利用時の同意書提出をもって繰り返し当事業所を利用することができますが、それ以外のことで改定される場合については、その都度同意を得ることとします。なお、行政監督庁に届け出た部分に係る改定については、速やかに事業所から利用者に文書により通知します。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入居利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入居者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び身元引受人は、事業所に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入居利用を解除・終了することができます。

(当事業所からの解除)

第5条 事業所は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には本約款に基づく入居利用を解除・終了することができます。

- (1) 利用者が要介護認定において自立又は要支援1と認定された場合
- (2) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、事業所での適切な認知症対応型共同生活介護の提供を超えると判断された場合
- (3) 利用者が怪我や病気により、入院等することとなり、1ヶ月以内に事業所へ復帰することが困難であ

ると認められる場合

- (4) 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を請求書の発行日（毎月15日）よりその月の月末までに支払わず、その支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払わない場合
- (5) 利用者が当事業所、当事業所の職員又は他の入居者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- (6) 第3条4項の規定の基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、利用者が新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることが出来ない相当の理由がある場合を除く。
- (7) 天災、災害、当事業所・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、事業所に対し、本約款に基づく認知症対応型共同生活介護の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 事業所は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、前月料金の請求合計額を毎月15日までに計算し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、事業所に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。
- 3 事業所は、利用者又は身元引受人から第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 事業所は、利用者の認知症対応型共同生活介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。（診療録についても、5年間保管します。）

- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第8条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業所管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を所定の用紙に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - (2) 居宅介護支援事業所等との連携
 - (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - (5) 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認を行政に提出する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(利用者及び身元引受人の権利)

第10条 利用者及び身元引受人、グループホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益も受けることはありません。

- (1) 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること
- (2) 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み及び主体的な決定が尊重されるこ

と

- (3) 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
- (4) 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
- (5) 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること
- (6) 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること
- (7) 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること
- (8) 暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けないこと
- (9) 生活やサービスにおいて、いかなる差別も受けないこと
- (10) 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は専門家又は第三者機関の支援を受けること

(利用者及び身元引受人の義務)

第11条 利用者及び身元引受人は、グループホームのサービスに関して以下の義務を負います。

- (1) 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者を提供すること
- (2) 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと
- (3) 特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者又はその協力医師の指示に従うこと
但し、利用者又は身元引受人が、介護や医療に関すること、又はその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こるすべてについて利用者及び身元引受人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。
- (4) 事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること
- (5) 市町村並びに介護保険法その他省令に基づくグループホームへの立ち入り調査について利用者及び身元引受人は協力すること

(緊急時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対し、医学的判断が必要と認める場合や看護が必要と認める場合は、協力医療機関又は協力歯科医療機関への診療等を依頼することがあります。

- 2 事業所は、利用者に対し、事業所における認知症対応型共同生活介護での対応が困難な状態又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入居利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、事業所は利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第13条 サービス提供等により事故が発生した場合、事業所は利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 協力医療機関の医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、事業所は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡するとともに、事故内容等を記載した文書を保存します。

(要望又は苦情等の申出)

第14条 利用者及び身元引受人は、事業所の提供する認知症対応型共同生活介護に対しての要望又は苦情等について、管理者又は担当計画作成担当者に申し出ることができます。

(賠償責任)

第15条 認知症対応型共同生活介護の提供に伴って事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業所は利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、事業所が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第16条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

グループホームうしおえのご案内

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 グループホーム うしおえ
- ・開設年月日 平成15年10月1日
- ・所在地 高知市梅ノ辻7番2号
- ・電話番号 088-833-1115
- ・FAX番号 088-833-1159
- ・管理者 大崎 泰嗣
- ・介護事業所指定番号 [第3970101287号]

(2) 認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の目的と運営方針

《目的》

認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護は、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活が営むことができるよう支援することや介護予防にあっては心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とした事業所です。

この目的に沿って、事業所では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

《運営方針》

少人数の生活の場で、出来るだけ家庭に近い環境のもと共同生活を送って頂きます。日常生活では、利用者と職員とが一緒に炊事、洗濯、掃除、買い物とできる限り共同で行う事で、日頃忘れかけている事を再び呼び戻すことに努めるとともに、精神的安定の確保に努めます。利用者一人ひとりに即したサービスの提供が出来るよう個別援助計画を作成し、安定した生活が送れるように援助を行います。

2. グループホーム うしおえの概要

グループホームうしおえでのサービスは、共同生活住居において、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標を設定し、その目標を達成するための具体的なサービスの内容が記載された認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・ご家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇事業所の職員体制

職種	人数	業務内容
管理者	1人	施設及び職員の統括管理、指導を行う。
計画作成担当者（兼務）	2人	利用者の認知症対応型共同生活介護計画の作成の業務を行う。
介護職員	6人以上	利用者の認知症対応型共同生活介護計画に基づく介護を行う。

◇入居定員 2ユニット 18人

3. サービス内容

①認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の立案

② 食事（原則として、食堂にてお摂りいただきます。）

朝食	8時00分	～	9時00分
昼食	12時00分	～	13時00分
夕食	17時00分	～	18時00分

③ 入浴

④ 排泄

⑤ 介護

⑥ 相談援助サービス

⑦ その他

* これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関		協力歯科医療機関	
名称	潮江高橋病院	名称	森沢歯科医院
住所	高知市土居町9-18	住所	高知市棧橋通2-10-4
電話	088-833-8777	電話	088-831-6669

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

5. グループホームうしおえの利用に当たっての留意事項

- ・利用者の家族が利用者の居室にて宿泊を希望する場合は、特別な理由のない限り認めます。
- ・面会は、午前9時から午後8時までとします。
- ・外出・外泊される場合は、事前にお申し出下さい。
- ・施設の設備や備品の利用、及び所持品、備品等の持ち込み利用については、事業所の許可を得た上でご利用下さい。
- ・多額の金銭・貴重品の管理は、やむを得ない事情のある場合を除いて事業所では行いません。
- ・利用者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに事業所にお届け下さい。
- ・他利用者への迷惑行為は、禁止します。
- ・居室及び共用スペース、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
- ・サービスの実施及び安全衛生面等の管理上があると認められる場合には、事業所及びサービス従事者が利用者の居室に立ち入り必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業所は利用者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。
- ・事業所の施設・設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には自己の費用により原状に復するか又は相当の代価を支払うものとします。
- ・利用者の心身の状況等により特別の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業所との協議により、居室又は共用スペース・設備の利用方法等を決定するものとします。

6. 非常災害対策

- ・防災設備 …… 非常灯、誘導灯、消火器（各フロア2個）、自動火災報知設備
設備点検は、契約保守点検業者に依頼し、年2回実施します。
- ・防災訓練 …… 年2回（通報・消火・避難訓練）以上実施します。
[うち1回は夜間想定訓練] [うち1回は地震と組み合わせた想定訓練]

7. 禁止事項

事業所では、多くの方に安心して日常生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 要望及び苦情等の相談

事業所の計画作成担当者にお気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、管理者又は計画作成担当者にお寄せいただければ速やかに対応いたします。

苦情を処理する場合は、別添資料1により行います。

《公的機関への苦情の申し立て》

機 関 名	住 所	電 話
高知県国民健康保険団体連合会	高知市丸ノ内2-6-5	088-820-8410
高知市介護保険課事業係	高知市本町5-1-45	088-823-9972

9. 身体拘束等

原則として、利用者に対し身体拘束等を廃止しています。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記載する等配慮します。

10. 事故予防等

事故予防については、施設全体で取り組んでおります。事故発生時は、協力病院と連携をとり速やかに適切な対応を別添資料2により取るように努めます。

11. 衛生管理

利用者の使用する施設や食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理を行うとともに、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止にも努めます。

12. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1. あり	実 施 日	令和7年 3月 6日
		評価機関名称	運営推進会議
		結 果 の 開 示	1 あり 2 なし
	2 なし		

〈別紙2〉

認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護サービス利用料について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たりご利用希望者の介護保険証と介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 利用料金

介護保険のサービスを利用した場合は、原則としてサービス費用（それぞれ算定した単位の日（回・月）数分に10円を乗じて得た額（1円未満切捨て）を合算した額）の1割～3割を利用者が負担し、残りの9割～7割は介護保険から給付されます。

3. 認知症対応型共同生活介護の基本利用料

（1）認知症対応型共同生活介護・予防認知症対応型共同生活介護の基本区分利用料

【 認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ） 】

区分	《 1 割負担 》	《 2 割負担 》	《 3 割負担 》
・ 要介護 1	753 円	1,506 円	2,259 円
・ 要介護 2	788 円	1,576 円	2,364 円
・ 要介護 3	812 円	1,624 円	2,436 円
・ 要介護 4	828 円	1,656 円	2,484 円
・ 要介護 5	845 円	1,690 円	2,535 円

【 介護予防認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ） 】

区分	《 1 割負担 》	《 2 割負担 》	《 3 割負担 》
・ 要支援 2	749 円	1,498 円	2,247 円

（2）認知症対応型共同生活介護・予防認知症対応型共同生活介護のその他の加算

【 認知症対応型共同生活介護費 】

加算名		料金単位: (円)			内容
		1割	2割	3割	
①	初期加算	30	60	90	入所後30日間に限り加算。又30日を超える病院等への入院後に再入居した場合にも加算。
②	医療連携体制加算（Ⅰ） ハ	37	74	111	重度化した場合の指針を定め事業所の職員又は病院との連携により看護師を1名以上確保し24時間連絡できる体制を確保している場合。
③	協力医療機関連携加算（Ⅰ）	100	200	300	病状が急変した場合医師等に相談を行う体制や診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保しており入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している場合。
④	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10	20	30	協力医療機関との間で感染症発生時の対応を取り決め、発生時には協力医療機関等と連携し適切に対応していること。院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5	10	15	協力医療機関から3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。
⑤	看取り介護加算				入所者に対してターミナルケアを行った場合に算定されます。
	・ 死亡日	1280	2560	3840	
	・ 〃 2日前～3日前	680	1360	2040	
	・ 〃 4日前～30日前	144	288	432	
	・ 〃 31日前～45日前	72	144	216	
⑥	新興感染症等施設療養費	240	480	720	新興感染症のパンデミック発生時において感染した場合、相談、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、感染した者に対し介護サービスを行った場合。
⑦	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	44	66	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が70%以上配置されている場合か介護職員の総数に占める勤続10年以上の介護福祉士が25%以上の場合。
⑧	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に18.6%を乗じた単位数			

【 介護予防認知症対応型共同生活介護費 】

加算名	料金単位: (円)				内容
	1割	2割	3割		
① 初期加算	30	60	90	/回	入所後30日間に限り加算。又30日を超える病院等への入院後に再入居した場合にも加算。
④ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10	20	30		協力医療機関との間で感染症発生時の対応を取り決め、発生時には協力医療機関等と連携し適切に対応していること。院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5	10	15		協力医療機関から3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。
⑥ 新興感染症等施設療養費	240	480	720		新興感染症のパンデミック発生時において感染した場合、相談、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、感染した者に対し介護サービスを行った場合。
⑦ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	44	66		介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が70%以上配置されている場合か介護職員の総数に占める勤続10年以上の介護福祉士が25%以上の場合。
⑧ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に18.6%を乗じた単位数				

4. その他の料金

① 室料

※ 入院期間中の室料は、退去の申出がない限りお支払いいただきます。

部屋番号	室料(1月当たり)
108号室・110号室・208号室・210号室	49,000円
103号室・105号室・106号室・107号室・111号室 203号室・205号室・206号室・207号室・211号室	52,000円
101号室・102号室・201号室・202号室	53,000円

② 管理費 14,000 (税込み)

(電気料(居室以外)・ガス料金・水道料金・保守料)

※ 外泊期間中もお支払いいただきます。

※ 入院期間中はお支払いの必要はありませんが、月額のため日割計算により入居日数分をお支払いいただきます。

③ 食費 実費 (税込み)

※ 入院期間中はお支払いの必要はありません。

※ 外出・外泊時は5日前まで(申し出日を含まない)に申出があった場合お支払いの必要はありません。

6. その他

(1) 利用者が負担すべき費用及び物品

個人の居室の電気代・電話代・石けん・シャンプー・トイレットペーパー・紙パンツ等、日常生活品のすべてが利用者の負担となります。

(2) 修繕費

建物・備品などに損害を与えた場合は、修理にかかる実費相当額をご負担いただきます。

(3) 居室の修繕について

退去に際し、居室の修理・修繕にかかる費用はご利用者の負担とします。

(4) グループホーム外の利用

病院受診、調剤薬局、通院、理美容室のご利用については、ご家族の方をお願いします。

(5) 緊急時の対応法

入居中に容体の変化等があった場合は、事前の聞き取りを実施した家族の希望を踏まえ、利用者本人の主治医の指示を受け対処致します。

(6) 家族の宿泊について

契約者の同意にて宿泊を希望される方は3日前までに事業所に連絡し、許可を得て下さい。但し、事業所の事情又はグループホーム利用者の状況によりお断りする場合があります。

(7) 居室の修繕について

退去に際し、居室の修理・修繕にかかる費用はご利用者の負担とします。

7. 支払いの方法

毎月15日までに、前月分の請求書を発行し、身元引受人にお知らせします。

お支払い方法は、四国銀行・高知銀行・ゆうちょ銀行のいずれかの口座引落となっております。入居契約時にいずれかをお知らせください。

取り扱い金融機関	振替日	振替日が土・日・祝日の場合は翌営業日になります。
四国銀行	26 日	
高知銀行	25 日	
ゆうちょ銀行	25 日	

個人情報利用目的

グループホームうしおえでは、ご利用者様の尊厳を守り安全に配慮する事業所理念のもと、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔グループホームうしおえ内部での利用目的〕

- ・当事業所が介護サービスの利用者様等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者様に係る当事業所の管理運営業務のうち
 1. 入退所等の管理
 2. 会計・経理
 3. 事故等の報告
 4. 当該利用者様の介護サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う個人情報の利用目的〕

- ・事業所が利用者様に提供する介護サービスのうち
 1. 利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 2. 利用者様の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 3. 検体検査業務の委託その他の業務委託
 4. ご家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 1. 保険事務又はレセプト電送の委託
 2. 保険請求システム保守の委託
 3. 審査支払機関へのレセプトの提出
 4. 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の個人情報の利用目的】

〔事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・事業所の管理運営業務のうち
 1. 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 2. 事業所において行われる学生の実習への協力
 3. 事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 1. 外部監査機関への情報提供
 2. 介護保険請求ソフトウェア事業者が行うシステムの維持・改修のための情報提供

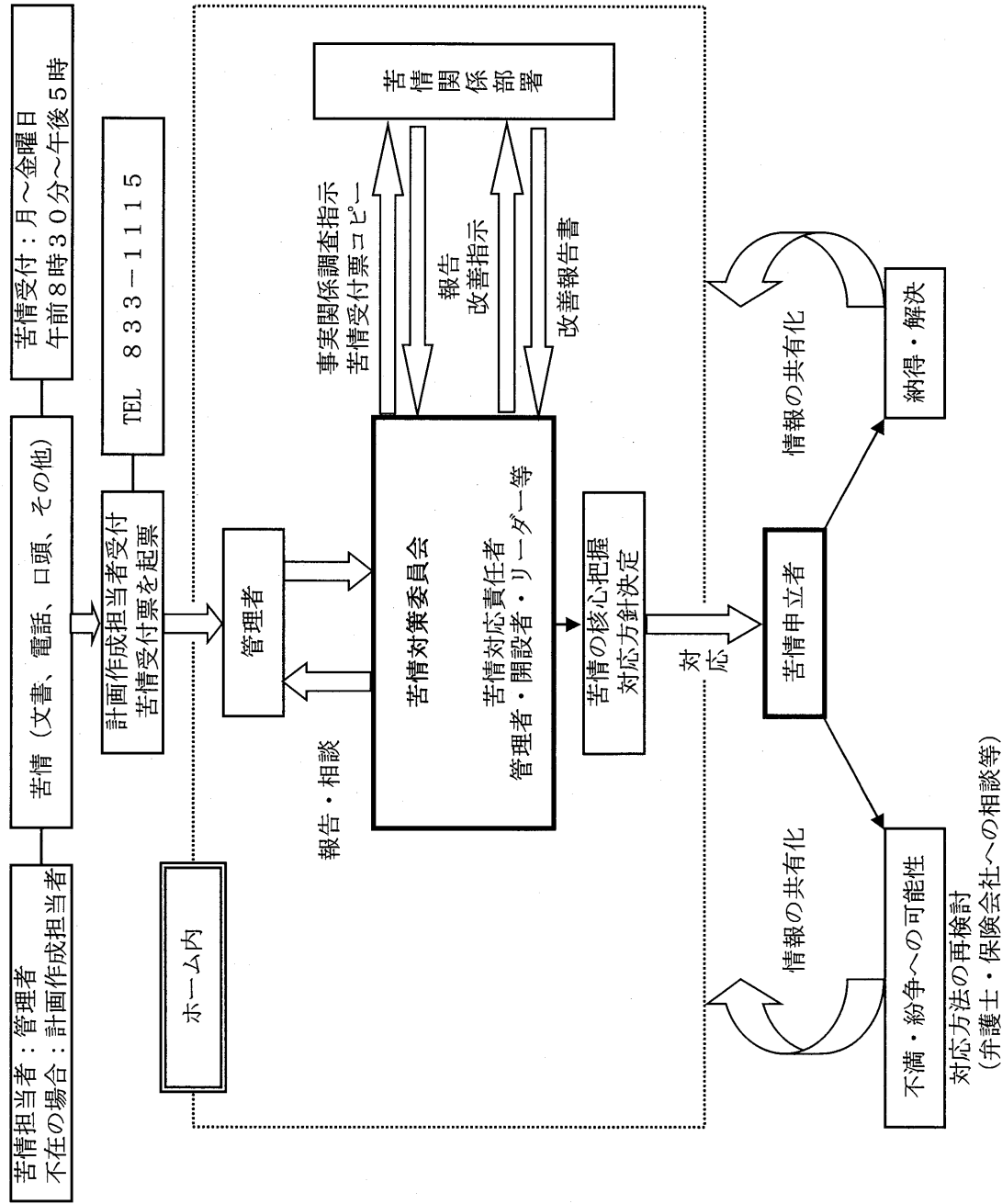
なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて情報を取り扱うことはいたしません。

別添資料 1

〔利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要〕

事業所名：グループホーム うしおえ 「住所」 高知市梅ノ辻7-2
申請するサービス種類：（介護予防）認知症対応型共同生活介護

1. 苦情対応に関する流れ（フローチャート）



2. 苦情対応に関する流れ：解説

1 苦情申立者との対応担当者は管理者が行う

- * 管理者・計画作成担当者が不在の時に苦情を受けた職員は、速やかに管理者・計画作成担当者に連絡をする
- ・ 「苦情は利用者ニーズの反映であり、ケア・サービスの質を改善する契機である」という姿勢、苦情を受けた際の基本動作は研修会などで全職員に浸透させる

2 一次受付者は、「苦情受付票」に必要事項を記載し管理者に報告する

- ・ 速やかな対応は基本であるが、苦情内容により対応の速さは異なる
- ・ 緊急時は直ちに口頭で管理者へ報告し、後に苦情受付票を提出する

3 苦情に対し管理者が必要であると判断した場合は「苦情対策委員会」を開催します

- ・ 関係部署の事実関係の調査を行う
- ・ 事実関係の報告を受け、苦情の核心を把握・分析し、対応方針などを管理者と相談の上決定する

4 苦情対応担当者は苦情申立者に対応する

- ・ 苦情申立日より1週間以内に管理者は検討の結果を受け必ず、苦情申立者に説明するか、具体的な対応を行う

5 苦情申立者が納得しない場合、苦情対策委員会で再検討し再度対応する

6 情報共有化が必要な場合は全職員に伝達する

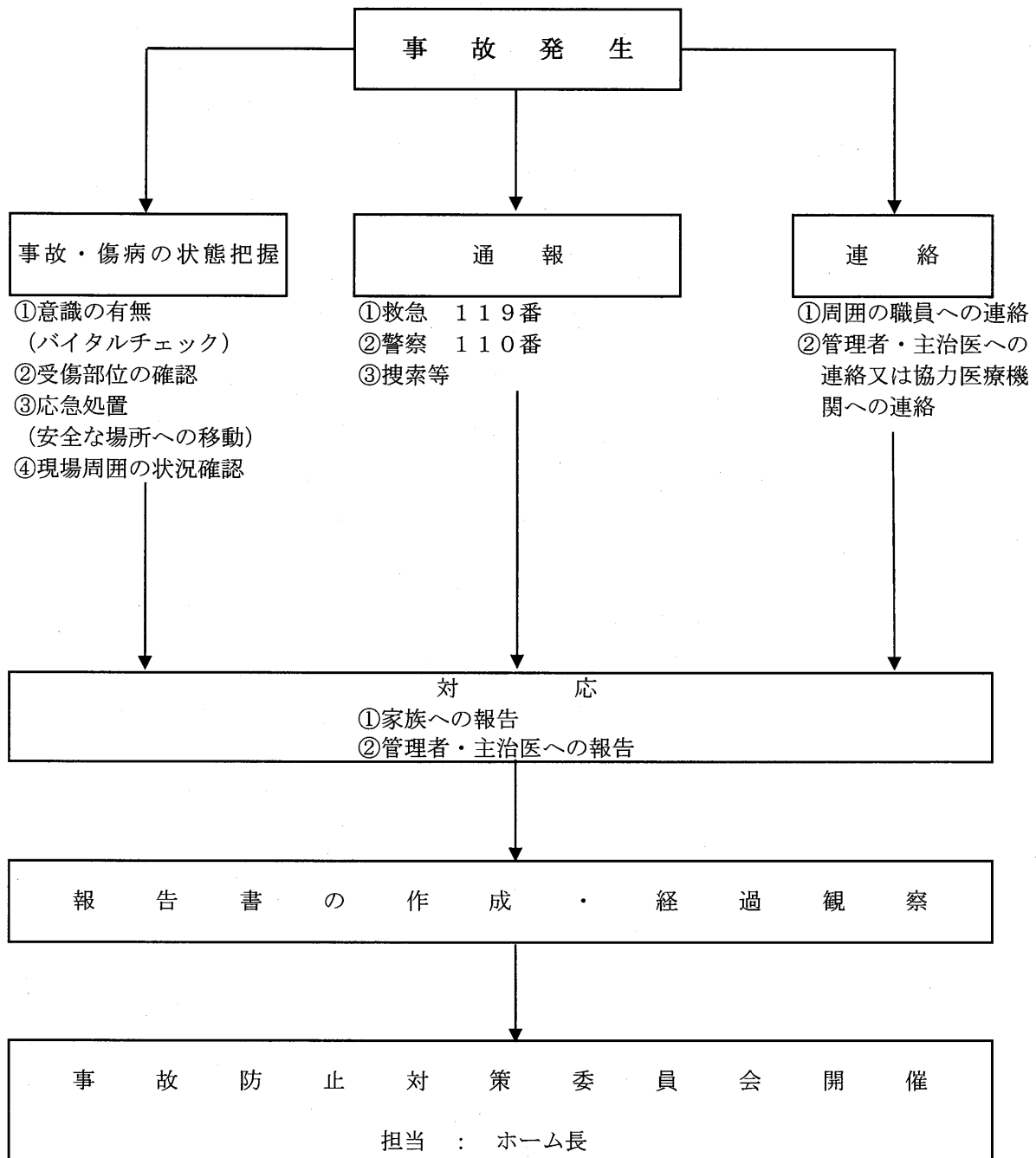
- ・ 受理した苦情については、必ず、苦情処理台帳に記載し同様の苦情、類似の苦情が発生しないよう、再発防止とサービスの改善に努める

別添資料 2

事業所名：グループホーム うしおえ 【住所】 高知市梅ノ辻 7-2

サービス種類：認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護

【 事故発生時の対応手順（フローチャート） 】



- ①事故原因の調査
- ②事故原因の分析
- ③再発防止策策定
- ④マニュアル改定
- ⑤従業員への研修
- ⑥事故防止のための指針の整備